

別紙

立候補者及び推薦人の要件

1 立候補者の要件

本協会の理事に立候補する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 正会員（指定代表者）であること。
- (2) 役員選任年の3月31日現在の満年齢が、75歳未満であること。
- (3) 本協会の「入会金及び会費」の未納がないこと。
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第6条第1号に定める刑に処せられていない、又は刑に処せられてから一定年数を経過していること。
- (5) その他法人法、公益認定法等の関係法令並びに当協会の定款及び関係規程等に反していないこと。
- (6) 支部枠の理事候補、青年部会枠の理事候補又は本部の監事候補と重複していないこと。
- (7) 推薦人（立候補枠理事候補者を推薦する者をいう。以下同じ。）が10名以上いること。
- (8) 推薦人10名以上の内に、立候補届出時に在任する当協会の理事（審査員となる正副会長及び員外理事を除く。）が3名以上いること。
- (9) 推薦人が本部監事、当該立候補枠理事候補者自身、又は役員候補者資格等審査会の審査員でないこと。

2 推薦人の要件

前記1の理事に立候補する者を推薦する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 前記1「立候補者の要件」の(1)、(3)、(4)及び(5)の要件を満たしていること。
- (2) 役員候補者資格等審査会の審査員でないこと。
- (3) 推薦人が推薦できる立候補者の数は1名とすること。（2名以上の推薦を行った推薦人は全ての立候補者の推薦人から除外されます。）